

山口大学大学院連合獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則及び同運用方針についての申し合わせ

平成4年3月13日 研究科長 決 裁

改正	平成5年10月7日	研究科代議委員会	平成6年2月18日	研究科代議委員会
	平成6年9月7日	研究科代議委員会	平成6年9月30日	研究科代議委員会
	平成7年3月17日	研究科代議委員会	平成8年9月30日	研究科代議委員会
	平成9年1月24日	研究科代議委員会	平成9年9月26日	研究科代議委員会
	平成10年1月23日	研究科代議委員会	平成12年11月10日	研究科代議委員会
	平成14年3月12日	研究科代議委員会	平成17年8月5日	研究科代議委員会
	平成23年1月14日	研究科代議委員会	平成23年12月9日	研究科代議委員会
	平成25年1月11日	研究科代議委員会		

この申し合わせは、学位論文審査等に関する細則及び同運用方針の解釈及び取り扱いに関して、代議委員会で協議決定した必要な事項について申し合わせる。

(学位論文提出の資格並びに学位の授与を申請することのできる資格)

- 運用方針第2条関係第1項及び第6条関係第2項に規定する「審査制度の確立されている評価の高い学術雑誌」とは、次に掲げる学術雑誌をいう。
 - Medline(PubMed)あるいはWeb of Scienceに収録されている学術雑誌とする。
また、これら学術雑誌は、英語論文のものに限ることとし、原則として紀要は認めない。
 - 日本獣医師会雑誌
 - 上記の他に、研究テーマの性質からその研究成果を上記(1)あるいは(2)に掲げる学術雑誌以外の学術雑誌に投稿しなければならない場合、あらかじめその理由を述べた学術認定申請書を研究科長に提出する。研究科委員会で審査のうえ、当該学生が博士取得までの間、その学術雑誌を認める場合がある。
- 運用方針第2条関係第1項に規定する「学位論文の基礎となる学術論文を原則として2編以上」には第1項(1)を1編以上、また運用方針第6条関係第2項に規定する「学位論文の基礎となる学術論文を原則として2編以上かつその他の学術論文を1編以上」には、第1項(1)を2編以上含むこととする。
- 運用方針第2条関係第2項に規定する「特に優れた研究業績」に係る「一流欧文誌」とは「Journal Citation Reports」に掲載された、次の学術雑誌をいう。
 - Medline(PubMed)あるいはWeb of Scienceに収録されているもの。
在籍期間内(学位論文申請日まで)に公開されているJournal Citation Reportsランキング表の2,000位までを適用する。
- 細則第2条第2号に規定する「特に優れた研究業績」の評価については、別に定

める修業年限短縮資格審査申請書（様式 1 - 1 ~ 様式 1 - 3）に基づき行うものとする。

（資格審査）

5 運用方針第 2 条関係第 2 項及び細則第 9 条に規定する資格審査委員会等は、次のとおりとする。

（1）細則第 2 条第 2 項（修業年限短縮）及び細則第 6 条第 2 号（博士論文）の資格審査委員会委員には、代議委員会委員を充てるものとする。

（2）資格審査委員会の委員長は、関連分野に近い代議委員会委員を互選するものとする。ただし、研究科長は除くものとする。

（3）申請資格の有無の判定は、無記名投票により行い、出席審査委員の 3 分の 2 以上の有票をもって有資格者と判定するものとする。

（4）資格審査の結果報告書の様式は様式 2 及び様式 3 のとおりとする。

（試験及び試問）

6 細則第 14 条第 3 項に規定する外国語試験の実施については、次のように取り扱うものとする。

（1）試験実施日は、公開発表会の日に行うこととする。

（2）試験（問題作成等を含む。）の実施に関しては、学位論文審査委員会に委ねるものとする。

附 則

1 この申し合わせは、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者については、改正後の申し合わせ第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。